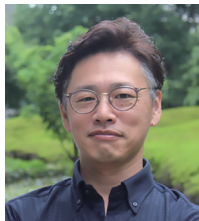


意匠審査における先行意匠調査の現状と課題

—情報拡大時代における効率化と AI 活用—

Current Status and Challenges of Prior Design Searches in Design Examination

特許庁 審査第一部 情報・交通意匠 上席審査長
(前：特許庁 審査第一部 意匠課長)



久保田 大輔

平成 9 年に意匠審査官として特許庁に入庁。「デザイン経営宣言」のとりまとめや、令和元年意匠法改正の検討に携わり、令和 8 年 7 月から現職。

1 はじめに

意匠制度においては、新規性（意匠法第 3 条第 1 項）、創作非容易性（同法第 3 条第 2 項）及び先願（同法第 9 条）といった意匠登録要件を的確に審査するために、先行意匠の調査が極めて重要な役割を担っている。特に、意匠は物品、建築物、画像（以下、まとめて「物品等」という。）の形状、模様、色彩等（以下、まとめて「形態」という。）といった視覚的要素を対象とする点において、文字情報を中心とする特許文献調査とは異なる特性を有しており、これらの特性を踏まえた適切な調査を行わなければ、審査結果、ひいては付与される権利の安定性に

悪影響を及ぼす。特許庁は、信頼される意匠審査を実現するため、様々な審査資料を収集（令和 7 年度は 43 万件程度）し、特許庁データベースに蓄積している（令和 7 年度末時点で合計約 1,300 万件）。

近年、特許庁は毎年約 3 万件の意匠出願を受け付けており、我が国にされた意匠出願関係資料（以下、「出願資料」という）は年々増加している。また、企業活動のグローバル化の進展により、外国公報の重要性も一層高まっており、外国公報の蓄積も拡大している。

さらに、従来は、雑誌やカタログ等の紙媒体が、公然知られた意匠（以下「公知意匠」という）の主な情報源であったが、インターネットの普及に伴い、企業のウェ

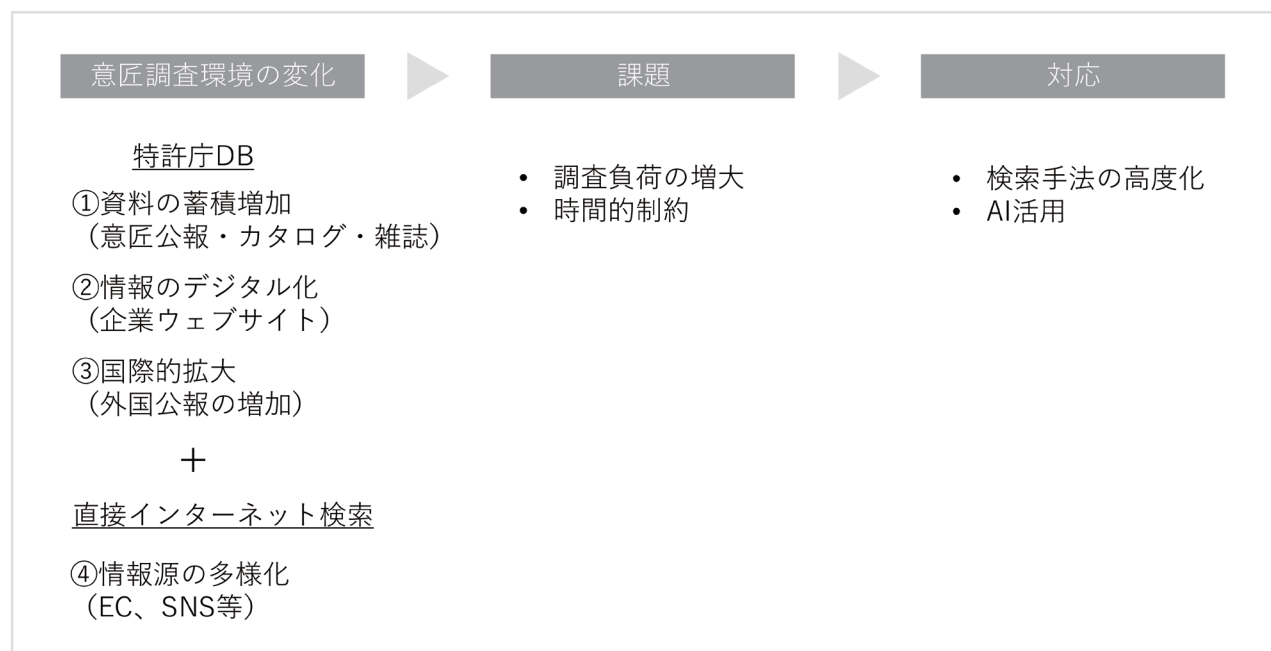


図 1 意匠調査を取り巻く環境変化

ブサイトに新製品情報が掲載されるようになったことから、インターネットも公知意匠の重要な情報源となっており、特許庁データベース（以下「特許庁 DB」という）に蓄積している。このように、特許庁 DB 内の審査資料は増加の一途をたどっている。

加えて、近年は、意匠が掲載される媒体がさらに多様化しており、EC サイト、SNS 等に掲載された公知意匠も重要な調査対象となっている。これらの情報は、事前に掲載場所を指定して収集することが困難である場合が多く、特許庁が行う審査資料収集・整備事業では十分に捕捉できない。このため、特許庁 DB 外でのインターネット調査の重要性が増しており、調査に要する時間的負担も年々増大している。

このように、先行意匠調査は、対象情報の量的・質的拡大という環境変化に直面しており、限られた審査時間の中で必要十分な調査を実施するための効率化が大きな課題となっている。また、近年の AI 技術の進展は、類似画像検索技術の高度化を通じて、意匠調査の在り方にも変革をもたらす可能性がある。

本稿では、以上のような状況を踏まえ、意匠審査における先行意匠調査の重要性について整理するとともに、調査対象資料の特性、意匠審査における具体的な検索方法および実務上の工夫について紹介する。さらに、AI 技術の活用可能性とその課題についても考察し、今後の意匠調査の方向性を展望する。

2 意匠審査における先行意匠調査の重要性

先行意匠調査は、意匠審査における基盤的作業であり、その重要性は複数の観点から説明することができる。

第一に、登録要件判断の基礎としての役割である。新規性及び先願等の類否判断、並びに創作非容易性の判断は、先行意匠との比較に基づいて行われるため、適切な先行意匠を把握することが不可欠である。意匠の類否判断は、物品等の用途及び機能の類似性を踏まえつつ、形態に基づく視覚的印象について行われる。そのため、先行意匠の視覚的特徴のみならず、当該意匠の用途及び機能をも踏まえた調査が求められる。他方、物品等の用途・機能が大きく異なる意匠や、意匠法上の意匠に該当しない模様自体であっても、視覚的印象に共通性が認められるものは、創作非容易性判断に影響を及ぼし得るため、

広い範囲での調査を行うことが求められる。

第二に、審査品質及び一貫性の確保である。調査の水準や範囲が適切でない場合には、判断のばらつきを招き、制度全体に対する信頼性を損なう要因となる。特に、重要な先行意匠を見落とした場合には、本来は登録されるべきではない意匠が登録される可能性がある。また、調査範囲が過度に限定されている場合にも、適切な比較対象が得られず、不十分な判断につながるおそれがある。このような観点から、適切な範囲と水準の調査を安定的に行うことが重要である。

第三に、権利の安定性への寄与である。十分な先行意匠調査に基づいて付与された意匠権は、無効審判等においてもその有効性が維持される可能性が高く、権利の信頼性が確保される。逆に、調査が不十分なまま登録された意匠は、後に紛争の原因となり得る。

第四に、登録要件判断の参考となる文献を発見する役割である。意匠の類否判断は、対比対象となる2つの意匠のみでは完結しない。一般に、対比対象となる意匠には共通する形態部分と相違する形態部分があり、各部分が類否判断に与える影響が大きいのか否かは、主にその形態が従来からどの程度見られるかによって判断される。したがって、意匠審査における先行意匠調査では、引用意匠候補のみならず、引用意匠候補が発見されたときには、当該意匠との類否判断を行うための参考文献についても抽出する。さらに、過去に審査を経て登録又は拒絶となった出願の審査判断プロセスや審査結果は、判断のばらつきを回避するための極めて重要な参考情報となる。先行意匠調査においてこれらが発見し、審査判断の参考とできなければ、一貫性のない審査判断を招くおそれがあり、意匠審査の信頼を損なうことになる。

このように、先行意匠調査は単なる情報収集作業ではなく、判断に直結する知的作業として位置付けることができる。そのため、調査手法の適切な選択と運用は、審査の質や迅速性を確保する上で不可欠である。

3 調査対象資料とその特性

先行意匠調査においては、多様な資料を対象とするが、それぞれの特性に応じた取り扱いが求められる。

まず、特許庁の意匠審査において核となる資料は、我が国にされた意匠登録出願関係資料（以下、「出願資料」

という)である。願書や図面には、意匠に係る物品の名称や説明、一の形態を特定可能な図が記載されており、用途・機能及び形態を正確に把握できる。また、出願日や意匠公報発行日は特許庁が把握しているため、画像の品質や表示内容にばらつきがなく、追加的な日付証明も不要な、信頼性の極めて高い資料である。出願資料には、意匠公報が発行された出願のほか、拒絶査定が確定した出願、特許庁に係属中の出願などが含まれ、特に、登録済み及び係属中の出願は、重複権利の防止の観点から重要である。また、意匠公報に掲載された意匠は、新規性、創作非容易性の判断根拠となる。さらに、拒絶査定が確定した出願の審査判断も、後願審査の参考となる。

次に、公報関係資料として、日本特許・実用新案関連公報（以下「特許公報等」という）、商標公報及び外国の意匠公報がある。

特許公報等には、構造や形状に関する記載や図面が掲載されている場合が多く、意匠公報には現れない形態に関連する情報を補完する。特に、意匠出願が行われていない製品や技術的要素を伴う形態に関しては、補助的な情報源として有効である。商標公報は、主に出願意匠が他人の業務と混同するおそれがあるか（意匠法第5条第2号）を判断する際の資料となる。これらは分類や書誌事項により整理され、出願日や公知日も容易に把握可能であり、出願資料とともに高い信頼性を有する情報である。

外国意匠公報については、企業のグローバル活動の拡大に伴い重要性が増している。特許庁でも主要国の意匠

公報を収集し、日本意匠分類や製品名の和訳などを付して特許庁 DB に蓄積している。未収集分についても、審査官は必要に応じて、各国特許庁ウェブサイトや民間 DB を用いて調査している。

次に、雑誌、カタログ等の商業情報がある。これらは実際に市場に投入される製品の情報であり、出願資料や公報関係資料では把握しきれない意匠、特に、未出願の意匠又は新規製品の把握に有効である。特許庁では、これらも意匠分類や物品名を付与して特許庁 DB に蓄積しているが、写真品質や掲載視点の制約により形態把握が不十分となる場合があるほか、発行日不明のケースもあり、公知日の扱いに注意が必要である。

さらに、企業等のウェブサイト等のインターネット情報も同様に収集・蓄積されているが、公知日の特定はより困難である。

一方、特許庁が収集していないウェブサイトや EC サイト、SNS 等については、インターネット検索により調査が行われる。これらは実際の流通状況を反映し重要性が高まっているが、意匠分類が付与されていないため検索効率は必ずしも高くない。また、公知日の特定や画像の信頼性確保にも課題がある。

このため、SNS 等の情報は探索や補完のための有効手段であり、場合によっては比較対象にもなり得るが、その性質を踏まえ慎重に評価する必要がある。

以上のように、資料ごとの特徴と収集・利用形態を踏まえて調査を行うことで、網羅性と効率性の両立が図られる。

資料種別		調査手法
意匠出願関係資料	特許庁係属中の意匠出願	特許庁DB
	拒絶が確定した意匠出願	
	登録された意匠出願	
公知意匠資料	意匠公報	
	特許・実用新案・商標公報	
	外国意匠公報（米、韓、WIPOと欧・中の一部）	
	雑誌・カタログ	
	インターネット（企業ウェブサイト等）	
	外国意匠公報（上記以外）	インターネット
	インターネット（上記以外のウェブサイト、ECサイト、SNS等）	

図2 調査対象資料の体系

4 検索方法と実務上の工夫

意匠審査における先行意匠調査は、前述のとおり、特許庁 DB 及びインターネットを用いて行われるものである。特許庁 DB には 1,300 万件以上の意匠情報が蓄積されているため、検索手法を工夫し、効率的に調査を行う必要がある。したがって、単一の検索手法に依存するのではなく、複数の手法を組み合わせた体系的かつ段階的な検索が重要となる。

まず、調査対象を絞り込む起点として有効なのが、日本意匠分類検索（以下、「分類検索」という）である。日本意匠分類は、物品等の用途を中心に整理された英数字からなる検索キーであり、約 3,200 肢（形態の観点から細分化した D タームを含めると、約 5,100 肢）で構成される。意匠の類否判断では、物品の用途及び機能の共通性も考慮されることから、類似する先行意匠を網羅的かつ効率的に調査する観点において、分類検索は極めて有用である。

一方で、日本意匠分類は、商標の指定区分のように権利範囲を画するものではない点に留意する必要がある。すなわち、異なる日本意匠分類が付与された意匠であっても、用途や機能に一定の共通性が認められる場合がある。そのため、関連分野の分類を広めに設定することや、過去の調査事例を参照するなどの工夫が求められる。なお、広範囲を調査対象とする場合には、日本意匠分類の前方一致検索を用いることで検索作業を効率化することができる。また、分類検索のみでは平均 4,000 件程度（1,300 万件 ÷ 3,200 肢）にまでしか絞り込めないが、意匠審査では約 50 件程度の意匠出願をまとめて審査するバッチ審査方式が採用されているため、実務上は適度な規模まで絞り込めているといえる。

次に有効なのがテキスト検索である。意匠の開示方法は図面が中心であるが、願書に記載された出願人名、意匠に係る物品の名称（以下、「物品名」という）、及び各種説明欄の記載内容をキーワードにより検索することができ、柔軟な検索が可能となる。ただし、特許庁の意匠検索システムは、あいまい検索機能がないため、同義語や関連語を同時に抽出することができない点に注意が必要である。

さらに、特許庁の意匠検索システムでは、部分意匠や関連意匠群の限定検索、拒絶理由条文に基づく過去出願

の検索、ある出願に関連する参考文献群の検索など、多様な検索機能が提供されており、審査官は必要に応じてこれらを活用している。

また、インターネット調査では分類検索が利用できないため、基本的にはテキスト検索によることになる。他方、検索式から出願情報が漏洩することを防ぐため、意匠審査部門ではテキスト検索時の禁止事項及び留意事項が定められている。海外のウェブサイトも重要な情報源であるため、日本語に加えて、英語、中国語等による検索も行われる。さらに、令和 7 年度以降は、特許庁 DB に収録されていない外国公報の調査に際して、民間事業者が提供する商用 DB も利用されている。なお、外国公報には、ロカルノ国際意匠分類が付与されているが、同分類は約 240 肢と少なく、絞り込み機能としては限定的であるため、出願人検索を併用することが多い。

ここで重要となるのが、網羅性と効率性のトレードオフである。調査範囲を広げれば網羅性は向上する一方でノイズも増加し、調査時間は増大する。他方、絞り込みを過度に強めると、重要な先行意匠の見落としにつながるおそれがある。このため、調査の目的や対象に応じて、どの段階でどの程度の網羅性を確保すべきかを適切に判断することが求められる。

さらに、検索システムの活用においては、単なる機能利用にとどまらず、検索履歴の管理や検索条件の再利用といった運用面での工夫も重要である。これにより、調査の再現性及び効率性が向上し、継続的な業務改善にも資する。

以上のように、先行意匠調査においては、各種検索手法の特性を理解した上で適切に組み合わせるとともに、調査環境の変化に応じた柔軟な対応が求められる。今後は、調査対象のさらなる拡大・多様化が見込まれることから、より戦略的かつ効率的な検索手法の確立が重要となる。

さらに、実務においては、検索プロセス自体を柔軟に見直すことも重要である。例えば、初期段階で十分な結果が得られない場合には、検索条件を固定したまま継続するのではなく、分類やキーワードの設定そのものを再検討する必要がある。このような「検索戦略の再設計」は、効率的な調査に不可欠である。

また、異なる観点からの検索を並行して実施することも有効である。すなわち、ある検索では形状要素に着目し、

別の検索では用途や機能に着目するなど、複数の視点から調査を行うことで、見落としのリスクを低減できる。

加えて、検索結果の評価においても工夫が求められる。大量の結果が得られた場合には、すべてを均等に精査するのではなく、関連性の高いものから優先的に検討することで効率的な分析が可能となる。この際には、類似性のみならず、デザインの方向性や特徴の有無といった観点も考慮することが重要である。

さらに、調査の過程で得られた知見を蓄積・共有することも、長期的な効率化に寄与する。例えば、特定分野における部位名称の専門用語や、過去に重要と判断された先行意匠の情報を整理しておくことで、将来の調査における参照効率を高めることができる。

このように、検索方法は単なる技術的手段ではなく、調査全体を通じた戦略として捉える必要がある。適切な検索戦略の構築と運用により、増大する調査負荷に対応しつつ、質の高い審査を実現することが可能となる。

5 AI 活用と今後の展望

近年、AI 技術の進展はめざましく、多くの企業がその導入に関心を寄せている。特許庁も、令和 4 年に「特許庁における人工知能技術活用に向けたアクション・プラン（令和 4～8 年度版）」を公表し、令和 7 年に内容を一部見直しつつ、業務への AI 技術の活用可能性について検討を行ってきた。意匠審査においても、同プランで定めたとおり、先行意匠調査、すなわち画像検索技術の意匠図面への適用について内製開発を行っている。この画像検索技術を用いた検索ツールは、すでに意匠審査室内にリリースされており、また、この開発はアジャイルで進めているところ、毎年徐々に進化している。画像検索により、出願意匠に類似する先行意匠を高精度に抽出することができるようになれば、従来の分類やキーワードに依存した手法に代替可能な高効率な検索手法になりうるのではないかと期待している。

しかし、画像検索技術を用いた検索には、いくつか課題がある。本稿では主な課題を 3 つ挙げる。

まずは、検索精度の課題である。信頼される意匠審査を実現するためには、先行意匠調査において調査漏れがあってはならない。そのため、画像検索技術を用いた調査によって審査判断に必要な資料をすべて抽出できなけ

れば、結局は従来どおりのコンプリートサーチを行うことになる。

検索対象となる出願資料には、線図や写真、CG 等の多様な図面が含まれる。また、日本と海外では意匠の図面要件が異なるため、同じ意匠でも日本の意匠公報と海外の意匠公報とでは、異なる表現方法で表されることも少なくない。さらに、公知意匠については、特定方向から見た形状の写真一図のみで表されることもある。このように、多種多様な図面が混在する資料群から、審査判断に必要な資料を漏れなく抽出することは、現在の技術水準では極めて困難である。また、物品等の部分的な形状の検索についても、技術的ハードルは依然として高い。さらに、AI の出力結果は学習データに依存するため、データの偏りや不足により、期待した結果が得られないことも課題である。

次に、審査判断の品質の課題である。AI による検索は、画像の特徴を数値化し、その類似度に基づいて行われ、一見すると類似性が高いように見えるものが出力される。しかし、その出力結果が意匠審査における類否判断上の類似性とは必ずしも一致しない場合がある。このため、AI の結果をそのまま判断に用いるのではなく、人がその妥当性を確認するプロセスが不可欠である。また、AI の活用にあたっては、判断過程の説明可能性や結果の再現性といった課題も指摘されている。審査業務においては、判断の根拠を明確に示すことが求められるため、AI の利用に際しては、その役割と限界を適切に理解した上で、判断はあくまで人が行う必要がある。この点は、審査における説明責任との関係でも重要である。

最後に、情報セキュリティの課題である。

画像検索技術を用いて検索するためには、出願意匠を検索ツールに入力する必要がある。しかし、出願意匠の情報は秘匿する必要があるため、例えば民間事業者が提供する検索ツールに出願意匠の情報を入力することができない。そうすると、意匠審査において画像検索技術を用いた検索を行うためには、特許庁内にクローズしたサーバの設置やソフトウェアの開発が必要となる。この場合、教師データが制限的となり、出力結果の精度の向上が困難となるという課題がある。

AI は大量の画像情報を短時間で処理する能力を有しており、人による調査では見落とされる可能性のある意匠を抽出するという点で、大きな潜在力を有している。

そのため、情報セキュリティの課題を解決しつつ、AIを人による判断を補助する手段として適切に位置付けることで、より高度かつ効率的な意匠調査の実現を目指すことが重要であると考えられる。

さらに、AIの適用範囲は検索支援にとどまらず、分類付与や書類作成補助等にも広げられる可能性がある。これにより、審査業務の効率化や品質の向上といった効果が期待される。

6 おわりに

本稿では、意匠審査における先行意匠調査について、環境変化を踏まえた課題と対応の方向性を整理した。調査対象の増加と多様化により、従来の手法のみでは十分な対応が困難となりつつあり、効率化と高度化の両立が求められている。

今後は、検索手法の高度化に加え、AI技術の適切な活用により、審査の質と効率の向上を図ることが重要である。意匠調査の在り方は今後も変化していくと考えられ、その動向を踏まえた継続的な検討が求められる。